

平成30年11月12日

第1回～第3回市町村・都道府県における子ども家庭相談支援体制の強化等に向けたワーキンググループでの主なご意見（未定稿）

※下線部は第3回での主なご意見による追記

1 児童相談所の業務の在り方（主に機能分化について）

- 機能分化は、支援ができなくなることを危惧するために介入を躊躇したということなくすことが大前提で出てきている。機能分化ではないのだとすれば、その問題点を解決する方法を同時に提示していただきなければ、議論にならない。
- 支援をしている人が子どもを分離していく人と同じというのでは、親の側から見れば支援は受けたくないのは当然であり、機能は少なくとも2つに分けておいたほうがやり良い。
- 介入セクションと支援セクションを児相内に設置することを基本とすべき。引継ぎが問題というが、経験を蓄積する中で解決する問題。SVを養成するためにも、小規模な児相は難しいかもしれないが、中央児相だけでも分離すべき。
- 虐待ケースは基本的には保護者に拒まれるため、支援と介入を分離すれば支援がスムーズにいくというのは、単純化され過ぎている議論なのではないか。
- 児童相談所は、虐待ケースへの介入、一時保護、その後の子どもを帰せるようにするための養育環境の修復支援が必要。介入と支援は並行して進める必要があり支援と介入の分離は反対。児童相談所組織内の機能分化が必要と考える。
- 何らか今とは違う新たな機関、組織をつくることを考えると、なかなか難しい印象。より流動性のある人事がやりやすいという意味では、色々な機能を持った組織、塊が同じ組織の中にあるほうが制度としても組みやすいのではないか。
- 大阪では平成13年から虐待対応課を創設し、介入指導的なケースワークが蓄積されてきた。大阪は13年に対応件数が1センター当たり400件を超えており、調査研究での400件を超えると分化する傾向との結果とほぼ似たような歴史をたどっている。
- 虐待対応件数や法的対応件数、面積や地域の社会資源の状況について全国で大きなばらつきがある中で、一律に検討するのではなく、本来の法が求める役割分担や連携が進む方向性をきちんと示していくことが重要ではないか。
- 全国各地の児相が多種多様な中、全国一律でこの在り方でなければならないというのは難しく、方向性、考え方を整理することに帰着せざるを得ないのではないか。
- 相談対応件数や法的対応件数によりベースとなる児相の機能が変わってきている中、都道府県毎に自分の問題としてのビジョンをしっかり持つことが重要。それぞれ都道府県毎に課題を受け止めて取り組んでいく中で児相の在り方を考えていくべき。

- 国として方向性をきちんと出すものは出すべき。都道府県が様々やっていることについて、国が理解して了承しないと、これまでと同じになってしまうのではないか。
- 関係が壊れるから踏み込んだ対応ができないのではなく、ことの深刻さや虐待の大変さのアセスメントが的確にできなかつたので、踏み込んだ対応ができなかつた。きちんと調査をし、その事実等に基づいて、深刻さを的確に判断することが一番重要。
- 介入援助的なケースワークを行うためには、初期アセスメントの強化が肝である。
- 児童相談所の支援の中の「保護機能」を確実かつ適切に果たすために、今必要なことは、体制整備に本格的に取り組むことである。
- 児童相談所があまりに全国違うことが大きな問題であり、機能分化も含め全国どこでも子どもの権利がきちんと守られるよう、児童相談所の標準化というのが本来は一番必要なことではないか。
- 新しい社会的養育ビジョンで5年以内に創設するとされている、児童相談所を含む全ての児童福祉機関の評価機構の構築を行うべき。
- 児童養護施設等については第三者評価が入っており、効果が上がっている。児相の機能強化のためには第三者評価システムをしっかりと整える必要がある。
- 大阪では平成16年から第三者委員会による点検検証を行っているが、委員会の指摘・意見を聴いて、弱いところを強化するための体制の見直しをしてきており、第三者による評価は非常に意味があった。
- 今年度から本格的に市町の支援拠点の設置に動き出しているが、在宅の母子支援は市町ができるように、児相と一緒にになって、力をつけていただこうとしている状況である。児相は保護を視野に入れたものに今後力を注いでいく方向になるのではないか。
- 親の分離された怒りなどを全部受け止めていくのも市町村を中心とした支援の役目。市町村が継続して支援していきながら、介入・保護が必要なときは児相が介入・保護をしていくことが必要になってくる。
- 介入だけをやって家庭とのお付き合いを経験していないと、読みができない人になってしまふ危険性がある。このため、都道府県の場合には、市町村に支援をお任せして、介入だけ行うというのは難しい部分はあるというのわかる。
- 資料5の様々な自治体の取組事例をみると、児相と市町村が一緒に動く取組をしているが、こうした具体的かつ実践的に、一緒にスキルを積み重ねていくことがとても重要である。
- 児童相談所と市町村の関係については、ケースをもとに、お互いの顔が見える形でしっかり市町村と児童相談所が話し合って、こういう意味だということが伝えられるようになると変わってくる。

- 児相と市町村の役割分担は、児相がここの市町村だったらやれると判断すると、市町村を中心として対応し、同様のケースでも人員的に市町村の対応が難しいと判断すると、今度は児相がケースを見ている。
- 市町村は基礎自治体であり、支援を効果的に担う。地域の多様性を考慮した上で、児童虐待への対応に当事者性・意識を高めるような施策が必要であり、拠点と子育て世代包括支援センターの一体型のモデルや児童、高齢者、障害児・者福祉を超えた地域福祉の拠点に拠点の機能を持たせるようなモデルを示すことが必要。
- 子育て世代包括支援センターを設置したが、人と財源確保が困難だった。拠点は、人員配置の資格要件などが難しい。拠点の設置について、子育て世代包括支援センターとの併設や人員配置の兼務など、柔軟な対応ができるような検討をしていただきたい。
- 児相や市町村だけでなく、民間にもっと入っていただく必要。今後、民間委託をもう少し色々な面でバリエーションを広げていくためには、この部分は委託できるという例示やできる規定を設けていくということが重要なのではないか。
- 市町村と児相で重みづけは違うもののリスクアセスメントとニーズアセスメントとリミットアセスメントが同時並行的にうまく行えるよう、安全確認の民間委託や市町村の受入研修を行っている。
- 機能を分けるというときの分ける機能というのは何かというのは、具体的にしておかないといけないのでない。
- 児相運営指針にある児童相談所の機能として、基本的にこれだけはしっかりやるべきもの、そうでないものをわかりやすく明確にすべきではない。
- 児相が適切に役割を果たすためには、児相の規模が大きくなりすぎないよう児相の適正規模が検討された上で、設置促進を進める必要がある。

2 要保護児童の通告の在り方

- 通告する側が児相又は市町村となぜどちらかを選んで電話しなければいけないのか。市町村から児相にかけてくださいとか、児相にかけると市町村にかけてくださいと言われる。この問題点を解決する方向性で議論を進めていかないといけない。
- 地域によって事情があると、その地域の事情を全部知らなければどちらに通告するのか決まらないという話になり、どちらに連絡するのかを通告者に委ねるのはいびつ。虐待だと思ったら一ヵ所「ここに通告する」窓口があるほうが通告数は上がっていく。
- 児童相談所は、電話が話中でなかなかつながらないことが多い。また、つながっても、担当が不在のため話を聞いておくと言われる。通告を専門的に受けて、通告の内容

を的確に質問して聞き、スクリーニングをするトレーニングを受けた人が欲しい。

- 窓口でのスクリーニングには、警察も伴って訪問すべきケースなのかどうかという警察との連携のスクリーニングも当然入る。
- 通告は、選択や躊躇している時間がむだなので、一本化できるほうがいい。ただ、そういう機能を持ったところを別の組織としてつくり上げるのがいいかというと、そうではなく柔軟性があるほうがむしろよいのではないか。
- 市町村を通告先に追加したのも、通告数をもっと増やさなければいけないとして、色々なところで通告できたほうがしやすいだろうとして追加してしまった。
- 虐待だと思ったら速やかに連絡できる、住民や近隣の方のアクセス性を高めるというのは大事。ただ、そのためには専門性の非常に高い人たちが相当程度の人数で24時間体制を整えなければ、実際には実現できない。実質的に担えることを優先度高くやらなければいけない。
- 要保護児童対策地域協議会の関係機関が児童相談所又は市区町村に情報提供するのは従来のまましつつ、通告内容と通告先のミスマッチを解消するため、市民や関係機関、警察等からの要保護児童の通告の窓口は、都道府県に一ヵ所の「通告センター(189)」に一本化すべき。
- 新規に通告受理機関を作るのは機能的に困難だが、近隣住民、家族親族、警察、医療機関は児相、近隣住民、家族親族、子どもの所属機関、保健センター等の行政機関、児童委員は市区町村など、所属によって、通告先を明示してもよいのではないか。

- 市町村も児童相談所も連絡を受けたら、きちんと話を聞くというのはこの数年間でかなり進んできているのではないか。
- 市に通告があれば、まず相談、支援をしていくというのが原則。必要なときは児相と一緒に行っていただくこともあるが、市に通告があったにもかかわらず、児相に行ってほしいという話はしたことはない。
- 危険度が高い場合は児相に通告してほしいということは言えないため、児相と市町との間で危険度のリスク管理の共通認識を持って、情報を共有しながら児相又は市町で対応している。
- 最近は市町村・児童相談所どちらかに連絡をしても内容により事案を渡すので、それで問題が起こるのはあまり聞いたことがない。いわゆる双方のマネジメントが機能すれば、問題は解消するのではないか。
- 要支援は市町村に情報提供することはそのまでいいと思う。要支援の中で虐待が起きているとしたら市町村が児相に連絡を入れても構わない。
- 保健センターや保育所や学校等はむしろ通告先が選べることがいい。保健センター、保育所や学校等が躊躇なく連絡をしてきちんとやりとりができる体制の構築こそが、今やらなければならない緊急度が高いことなのではないか。

- 市町村が通告窓口になってから、市町村の関係機関である幼稚園、学校、小学校などは、要対協で日頃から市町村と顔を合わせるようになり、情報共有がかなり進んできている。一元化するとこの部分が遮断される可能性があり、通告窓口の一元化には反対。要対協の体制強化、調整機能の強化が必要。
- 一般の市民の方が通告する場合は一元化があったほうがいいと思うが、小中学校、幼稚園、保育園、こういった行政関係にかかわるようなところについては、児相とかかわりよりも市町村のかかわりのほうが強く、市町村が対応する方がよい。
- 要支援のケースの死亡事例が続いているので、この要支援の部分を市町村がしっかりグリップしておいてほしいという意味で、通告窓口は児相と市町村の2本のままではどうか。
- 児相への一極集中では対応し切れないから、市町村を通告先に追加したにもかかわらず「189」が導入されたことによって、再び児相への一極集中が起こっていることが課題。
- 今いびつになっているのは児童相談所への警察からの通告が50%になっていることであり、こここそトリアージをしていかないといけないのではないか。
- 「189」に通告だけではなく、相談も一緒に入ってしまっているが、通告の窓口と相談の窓口は分けるべきではないか。

3 児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質向上を図るための方策

(1) 児童相談所

- 前回の専門委員会では、これから司法関与を進めていく状況に当たって、児相が専門性を上げておかなければ、対応できないとされた。警察との連携についても、やはり児相が主導権を持つだけの専門性をきちんと持つことが重要。
- 児相の力は全国的に見ると下がっているのではないか。例えば、どういう計画を立てたらどういう支援ができる、どうよくなるという先読みができる児童福祉司がいる。資格や資質をどう向上させるのかというところに結びついてくるのではないか。
- 介入と援助のケースワークを積み上げるには約10年かかった。児相により虐待対応の件数や法的対応の件数の状況などが異なっており、技能を蓄積するスピードを考慮した制度設計をしないとうまくいかない。
- 児相の姿勢は変わってきてているが、若手職員が増えているため、力量のある職員を育てることが重要。また、組織体としての判断力の向上も必要であり、短期的、長期的に見てどういう体制が一番現実的なのかということを考えていかないといけない。
- 見立てができる職員を育てるためには、最低限5年かかる。都道府県ごとに状況が違うため、市町村とのOJTを含めた組織的な研修体系をきちんと検討すべき時期に来

ていると判断している。

- 採用計画・人事計画をどうするかということが自治体では大きい。都道府県毎にグランドデザインを持って、人材育成をしていくことが重要。
- 都道府県と市町村の人事交流だけではなく都道府県間での人事交流を行い、自分の児相にない要素を学び・還元するシステムも必要ではないか。
- 児相を魅力ある職場にすることが重要。

- 児童福祉司の任用資格区分をみると、社会福祉士が多い。資格という観点で見れば、専門性が進んできているのではないか。
- 土台の学びについては社会福祉士や精神保健福祉士といった既にある国家資格を活用すべきではないか。採用される段階で資格を持っていても、ソーシャルワークの実践力はその後の訓練が大切である。座学だけでは実践力は上がらず、事例を用いた演習、実際の事例の検討やロールプレイが必要。
- 児相の職員の採用方法は様々であり、社会福祉職もいれば、行政職もいるが、社会福祉職で採用されたからといって児童福祉司として働く資質があるかどうかは別の話。このため、できるだけ間口は広くした方がよいのではないか。その上で能力を適正に評価し、専門職員として育成していくことが必要。

- ソーシャルワークを進行管理する SV の存在が重要。子ども・高齢・障害丸ごと相談できる地域共生の体制整備の中で、子どもを中心としたソーシャルワークを展開するためにも、俯瞰しながら対応できる SV のような専門家を置くことが重要。
- 児童福祉司の増員を前提とすると、SV が重要。SV は児童福祉司のスーパーバイズだけでなく、担当地域の市町村の事例のスーパーバイズも行うべき。

- SV は人によって差があり、研修の受講が質の担保になっていない。このため、客観的な資質の向上に資する人材強化策として、SV の資格化が必要。資格化することによってトレーニングを担保することもできる。あわせて、SV の給料を上げるなどインセンティブをつけることが必要。まずは SV の資格化をした上で、児童福祉司の資格化を検討すべき。
- SV の資質をどう上げていくかが重要な課題。子どもの権利等を制限する仕事をスーパーバイズする SV にはもう少し高いハードルを課すことが必要であり、資格化も見越した議論が必要。あわせて何らかのインセンティブを考えなければならない。
- SV の資格要件を明確にし、必置にすることが重要。これにより、自治体の採用計画・人事計画を誘導していくことができる。
- 資格化しても定着するには時間がかかり、魅力ある資格を作らないと誰もとらない。また、子ども分野だけの資格を作ってもとる人がいるかどうか。認定社会福祉士に講

座を設けていただくことや、社会福祉士等をベースに、2階立ての部分を新たなものを作っていく必要がある。

- 児童福祉司は行政組織の中の異動により任用されることから、行政組織内で高齢や障害などその他の業務にもいく環境の中での資質の向上を考えるべき。児童福祉司のロイヤリティは行政職職員の方にあるのではないか。
- 資格取得のハードルが上がるほど、待遇など何らかのメリットがないと取得しない。資格化する場合、市町村で数年働き、都道府県で数年働くというような仕組みができるかもしれないということも検討に値するのではないか。
- 経験上、児童福祉司の資格を持って、行政をわたり歩くことはない。児相が一箇所しかないなど、経験の蓄積ができない自治体もあり、専門的な経験の蓄積と人事的なステップアップがパラレルでできるところは少ない。
- 義務研修の仕組みを活用することにより、SVの専門性の向上を図ることができるのではないか。
- SVの資質の向上のため、SV研修が終わったときに、修了確認としてレポート課題を課し、研修の内容が身についていない人は再受講を求めるような仕組みがあってもよいのではないか。
- SVの質を上げるには、継続的にケースカンファレンスをOJTとして行うことが必要。また、これを担保するために、児童相談所の自己評価や第三者評価のシステムが必要ではないか。
- SVについては、シニアSV（人口20～30万人圏域に一人）とジュニアSV（社会的養育のブロック毎に一人）に分け、シニアSVには、退職した方なども候補とすべき。
- シニアSVはよい制度だと思うが、どのように認定するのかプロセスを明確化することが重要。
- スーパービジョンは1対1のものだけでなく、見本をみせるライブラリーパービジョン、受理会議などのグループスーパービジョンや管理的な内容なども含まれることも踏まえ、体制を考えるべき。
- 児童相談所の機能を総合的に強化するためにも、児童心理司や保健師等の配置基準についても法令で定めてほしい。
- 児童相談所だけなく、地域の児童福祉関係機関の法的対応力向上のために、弁護士配置が必要。あわせて、弁護士の意見に振り回されないよう、総合的に検討・判断する児童相談所のソーシャルワークの専門性の向上が必要。

- 県レベルの段階から、母子保健主管課と児童福祉主管課が顔の見える連携を図っていくことが重要。

(2) 市町村

- 市町村の資質の向上には、要対協の調整担当者の資質の向上から着手すると即効性が高いのではないか。また町村は福祉職や専門職の採用が難しく、ジョブローテもうまくいかない。一方、採用が進んでいる保健師や社会福祉士の活用が資質の向上につながるのではないか。
- 拠点を中心に機能するようになることが一番重要ではないか。市町村における質と量の確保を、拠点を広げることを通じてしていくことができる。
- 地域を基盤としたソーシャルワークをしていく上で専門性を強化するため、要対協と拠点に専門職を配置し、財政措置をしっかり行っていくことが必要。
- SVは市町村にも必要であり、資格化したSVの資格を持った人が市町村のSVになることとすべき。
- 市町村において、児相と横並びの要件を持つ児相と横並びで議論できる人を置かなければならない。
- 児童福祉分野に精通した職員も少なく、市町村自身がSVを養成・配置するのは難しい。
- 町村に対しては、退職した人や中途退職した人を外部のSVとして認定し、活用することが考えられるのではないか。
- 児童相談所と市区町村のソーシャルワークは異なるため、お互いを知らないくてはならないとすれば、SVの受験資格に市町村の人は都道府県での研修、児相の人は市町村での研修を要件化するという方法もあるのではないか。
- 児相の市町村に対するスーパーバイズは行ってほしい。
- 児相と市町村のソーシャルワークは異なり、児相が市町村を支援することは必要であるが、市町村の中の組織として管理者がスーパーバイズすることが抜け落ちてしまうと怖い。
- 大阪府では、これまで社会福祉職の市町への派遣、児相OBや学識経験者等からなる市町村支援チームの派遣、市町村からの受入研修を行ってきたほか、現在、スーパーバイズできる人を市町村コーディネーターとして、派遣している。児相と市町村一緒にになって力をあげる地道な取組をしないとうまくいかない。
- 児相と市町村は横の関係にあり、指導される関係ではない。市町村の体制強化を議論するときには、地域のリソースを把握し、全体として地域の資源の状況を見ながら考えていくことが重要。

4 その他

- 協同面接は検事が行うことが増加し、資料の共有が円滑にできないなど問題が出てきている。司法や警察に意見が言えるように福祉が強くならなくてはならない。
- 子どもの声を十分に反映させるためのアドボケイト制度の創設が必要。
- 日本型 CAC（司法面接と系統診察を行い、場合によってはその治療も担える機関）を創設すべき。こうした機関を作ることにより、子どもの権利を守る立場からの警察、検察との連携を図る必要がある。
- 5年後、10年後、児相を取り巻く環境がどうなっていたらいいのか、警察との連携、司法関与、在宅支援の枠組みなどについて、どういう条件のもとで考えるのかということをセットで議論していかないとなかなかまとめられないと思う。
- チェックリストについて、信頼性・妥当性の検討が行われているのか。また、これらが担保されたものを使うとしてもあくまで参考である。チェックリストが一人歩きしていることが問題。
- 緊急総合対策において、アセスメントシートが重要視されているが、ツールはあくまで目安であり、機械的に判断するべきではなく、アセスメント力そのものの強化が必要。
- ソーシャルワークの実践力そのものを上げることが必要。ツールは大事だが、身体の中に落とし込まれていることが重要。
- 専門性向上と権利擁護の仕組みを作るというのはと表裏一体であり、一時保護を含めた評価機構は重要な課題。
- 市町村においても、自立支援まで関わることが重要。

(参考1) 社会保障審議会児童部会新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）（平成28年3月10日）（抜粋）

(7) 児童相談所の強化のための機能分化

従来、児童相談所はニードに基づく相談を中心に業務を行ってきたが、虐待通告数が毎年大きく増大している現状において、対応の限界にきており、機能強化が優先課題となっている。保護機能と支援機能を同一機関が担うことによって、保護後の保護者との関係を考慮するあまり必要な保護が躊躇され、場合によっては子どもを死に至らしめるといった事態が生じていることは、国が実施している重大事例検証委員会報告書においても指摘されている。また、親の意向に反する一時保護を行った結果、その後の支援が円滑に進まないといった事態も従来指摘されてきた。児童相談所が有する通告受理、調査、評価、一時保護・アセスメント、措置等の機能に関して、高度に専門的な機関として担うためには、その機能を明確に分離する抜本的な見直しが必要である。その際、「新たな子ども家庭福祉体制の全体像」で述べたように、ニードに基づく相談機能を市民に身近な市区町村が中心となって担うことが望ましい。

また、増大する虐待通告に対応する一方で、子どもの死亡や障害といった重大な結果に至る事態を減少させるためには、重症度・緊急度に応じて対応できる体制を整備したり、立入調査や臨検捜索などの法的な権限行使が必要となる事例に法的過誤なく対応するための専門的なチームを養成することも必要となる。さらに、子どもの安全・安心のために保護・介入的なソーシャルワークを行い、支援を行う体制も必要となる。

具体的な方向性としては、緊急対応の必要性に関する判断能力を備えた虐待通告・相談窓口を設置し、さらに、通告が受理された事例の調査・評価・保護等の措置を行う機能と、措置後の事例のマネジメントを行う機能を別の機関で行うといった体制整備が考えられる。ただし、小規模自治体の児童相談所では機関の分離を行わない方が効率的な場合もあることから、機能を明確に分離し、その機能が遅滞なく遂行されるように、同じ機関の中で組織の分離を図ることが考えられる。

なお、心理療法や治療といった専門的支援機能に関しては、市区町村と児童相談所が協働して行う必要があるとの意見もあった。

また、複数機関への分離により狭間に落ちるケースが生じる可能性があるといった意見もあり、両機関（組織）の情報交流を密にする必要がある。

(ア) 虐待関連通告・相談電話（189）窓口の一元化

現在、虐待等に関する通告は、児童相談所と市区町村のいずれもが受理する体制となっている。平成16年に、市民に身近な市区町村にも通告を可能にすることによって通告への抵抗感を取り除くことなどを目的に法改正が行われたが、一方で、通告する側に緊急度の判断を求め、通告先の選択を強いているなどの問題点が指摘されてい

る。また、現在は通告を受理した機関が調査をすることになっているが、児童相談所では通告内容の緊急性の有無に関わらず一律に48時間ルールが適用されている。いわゆる「泣き声通告」や「面前DV通告」は年々増加の傾向にあり、これら増大する虐待通告の安全確認・調査の業務量が膨大となり非常に負担が大きくなっている。泣き声通告で安全確認のため児童相談所が訪問した家庭では、孤立感や近所への不信感など、子育ての負担感を増大させているといった状況もある。

通告・相談電話の三桁化（189）が開始され、より多くの通告や相談を促す段階に入っており、効率的な初期対応を行うためには、窓口を一元化し、その緊急性の判断や、保護を前提とした介入型安全確認を行うべきか、保護を前提としない支援型安全確認を行うかの判断を行うとともに、初期対応機関を、児童相談所・市区町村等に振り分ける（初期対応までの期限を決定することを含む。）、あるいは警察へ初期対応を依頼するといった機能を持つ、通告受理機関を整備する必要があり、モデル的取組を実施し、早急な検討が必要である。

通告受理機関は、現在の児童相談所設置自治体に最低1か所程度とすべきであり、中央の児童相談所内の設置も可能とする。通告受理機関が通告の緊急度を的確に判断できるよう、設置自治体の児童相談所及び市区町村の要保護児童対策地域協議会の関係機関で扱っている虐待等の事例に関する情報を参照できるよう、事例情報紹介システムの構築を検討すべきである。

こうした体制整備は、要保護児童対策地域協議会の関係機関が児童相談所もしくは市区町村に通告・相談することを妨げるものではない。その際には、情報の共有を目的に、併せて通告受理機関に通知することとすべきである。

当面、初期対応の漏れがないようにするために、児童相談所と市区町村の間で共通のアセスメント基準を作成するとともに、児童相談所から市区町村へ送致する仕組みを設けることが考えられる。

これにあわせ、現在の三桁化番号では子ども虐待に関する通告や相談窓口としてのみならず、全ての育児相談が対象となっているが、子ども虐待に関する通告と相談に対象を限定することが考えられる。

なお、電話応対だけでは的確な判断が困難であり、初期対応までを一続きに考えるべきで、相談の対象範囲を含めて現行のままですべきであるといった意見があった。

また、「面前DV」等について警察から市区町村へ通告する仕組みが必要といった意見もあった。

(イ) 調査・保護・アセスメント・措置機能の強化

児童相談所が行っている立入調査、臨検捜索などの強制的な業務について、過誤なく実施できる専門性を持ち、迅速に対応できる体制を整備する必要がある。

子ども虐待など保護者による不適切な養育が伴う事例や、虐待等が背景的な要因とな

っていることが多いと指摘される非行事例など、行政処分を伴うような事例に関し、調査、アセスメントとそれに必要な子どもの保護や、親子分離、在宅支援などの措置を行うため、迅速に必要な情報を収集し整理する機能を強化するべきである。

また、児童相談所の調査において、資料提供等の協力を得にくいという指摘があり、子どもを守るために必要な情報を適切に入手できるようにするため、児童相談所長は、地方公共団体の機関に加え、医療機関、学校等に照会して必要な事項の報告を求めることができるようにする必要がある。

さらに、子どもの保護にあたっては、後述する司法関与の整備状況に応じて、裁判所等の司法機関との連携の下に業務を担うため、それに応じた整備も必要となる。

なお、こうした機能は独立した機関が担うことが望ましいが、小規模設置自治体においては、同一機関内の別組織とする方が効率的な場合もある。

8. 職員の専門性の向上

(2) 子ども家庭福祉を担う指導的職員の資格のあり方

子ども家庭支援に当たる職員の専門性の向上は、長年大きな課題となってきた。これまで研修の充実を図るのみであったが、研修が実際に身についているかの判断はなされておらず、その技能がある職員かどうかは外部からわかりにくく状況となっていた。

これを解決するため、まずは、指導的職員の専門性を向上させるとともに、その能力を客観的に明確化する観点から、子ども家庭に関する専門の相談員としての新たな公的資格を創設することを検討すべきである。

子ども家庭福祉の支援における指導的職員が有すべき知識・技能は、ソーシャルワークを基盤として、心理的な見立て、子どもの心身の健康に関する知識・技能が必要となる。一定の基礎資格を有する者で少なくとも5年以上の認定された子ども家庭福祉の現場での実務経験を有するものが、それぞれの基礎資格で不足しているところを研修等で補った上で受験できるようにすることが考えられる。

児童相談所、市区町村等において子ども家庭福祉に関する指導的業務を担う公的資格とし、子ども家庭福祉の質の担保という責務が果たされるよう国の資格とする。資格創設に時間がかかるようであれば、早急な対応を図るため、介護支援専門員（ケアマネージャー）資格同様、都道府県による資格とすることも考えられる。

資格は、①一定の基礎資格を有する者であって、②5年程度の児童福祉に関する実務経験（児童相談所、市町村、児童養護施設ファミリーソーシャルワーカー等）を有するものが、③試験（単なるペーパーテストではなく、ケースレポート等を含む。）に合格した場合に付与することが考えられる。

基礎資格については、上記のとおり、ソーシャルワークを基盤とするものの、心理的見立て、子どもの心身の健康と発達の保障を必要とすることから、社会福祉士や精神保

健福祉士の資格に加えて、心理師と保健師も考えられる。

児童相談所のみならず、市区町村、社会的養護、民間団体等で広く活躍できる資格とする。医師も基礎資格とすべきかどうかに関しては両論が存在した。資格創設に当たつての移行措置として、当面、上記②の実務経験を有する者は、一定の研修を受講した上で、上記③の資格試験を受けることができるようとする必要がある。

資格には有効な期限を設け、更新する制度とするとの意見があった。

こうした意見を踏まえ、子ども家庭福祉に関する資格については、関係学会が中心となって、法改正後に具体的なあり方を検討すべきである。

また、資格化を含めた子ども家庭福祉を担当する職員の資質向上のための方策に関する調査研究を実施すべきである。

なお、早急に児童相談所等の職員の専門性を向上させるとともに、公的資格創設の環境を整備するため、モデルの構築を含め、平成28年度から29年度は関連学会等において認定資格を付与することも考えられるとの意見があった。

(参考2) 新しい社会的養育ビジョン(平成29年8月2日新たな社会的養育の在り方に関する検討会)(抜粋)

III. 新しい社会的養育ビジョンの詳細

2. 子どもの権利保障のための児童相談所の在り方

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書において、児童相談所設置自治体の拡大、児童相談所の強化のための機能分化、虐待関連通告窓口の一元化、司法関与の整備、職員の専門性の向上が提言され、平成28年改正法の附則において、「政府は、この法律の施行後速やかに、児童福祉法第六条の三第八項に規定する要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所の関与の在り方について、児童虐待の実態を勘案しつつ検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」、「政府は、この法律の施行後二年以内に、児童相談所の業務の在り方、第一条の規定による改正後の児童福祉法第二十五条第一項の規定による要保護児童の通告の在り方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るために方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」、「政府は、この法律の施行後五年を目途として、(中略) 中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする」とされた。

本検討会と併行して行われた「児童虐待対応における司法関与及び特別養子縁組制度の利用促進の在り方に関する検討会」において、要保護児童を適切に保護するための措置手続きにおける裁判所の関与に関する議論がなされ、平成29年6月に、保護者に対する指導への司法関与、家庭裁判所による一時保護の審査の導入、接近禁止命令を行うことができる場合の拡大などの児童福祉法改正(以下「平成29年改正法」という。)が行われた。

児童相談所の強化等に関しては、「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」にて検討

が続けられている。

1) 子どもの権利を守るための法律家と協働したソーシャルワークの必要性と在り方

子どもの最善の利益を確保すること、子どもが「家庭」あるいは「家庭と同様の環境」において心身ともに健やかに養育されることを実現するために、児童相談所は法的権限を十分に活用することが期待されている。さらに、平成 29 年改正法においては、接近禁止命令を行うことができる場合の拡大のように法的権限の拡充が図られるとともに、一時保護の司法審査の導入や保護者に対する指導への司法関与など従来よりは司法関与が強化されている。これらはいずれも、子どもが安心安全に家庭環境で養育されることを目的としたものであり、児童相談所の法的対応力の強化を必須とするものである。子どもの権利擁護に資するために十分な活用ができるよう、国は児童相談所への周知を行うとともに、関与事例を収集して、その活用方法を提示する努力を行っていくべきである。

二度にわたる法改正において、法律面での専門的知識に基づく的確・迅速な判断や対応が児童相談所に期待されているが、具体的には、児童相談所内部に常駐する弁護士と協働しながらソーシャルワークを進めるという、いわゆるリーガルソーシャルワークの発想が重要である。そのために、平成 28 年改正法において都道府県は、児童相談所に弁護士の配置及びそれに準ずる措置を行うこととされており、全国的に弁護士の常勤配置を積極的に進めることが重要である。

2) 児童相談所の機能分化

支援を中心とした関わりが介入を躊躇させて死亡に至っている例があることから、「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書においては、調査・保護・アセスメント機能と支援マネジメント機能を分化させること（機関分化もしくは部署の分化）が提言された。国はその在り方に関して現状で機能を分化させている児童相談所の調査などを早急に行い、それぞれの機能を分化させた場合の職員配置等の運営の在り方について提示すべきである。

3) 支援の必要な子どもの把握及び通告窓口

子ども家庭支援の契機は、子どもまたは家庭からの主体的相談、子どもと家庭を取り巻く資源・環境からの相談・発見の大きく 2 通りがある。さらに、後者には、要保護児童の通告など制度に基づく児童相談所や市区町村等への通告がある。児童福祉法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 153 号）では、虐待通告への抵抗を下げるために、できるだけ身近なところを含めて窓口を複数に設定した。その後、虐待通告への抵抗は下がった一方、関係機関は内容に応じて通告先を選ぶよう求められる状況となった。反面、近年増加しているいわゆる面前 DV に関する警察からの通告が全て児童相談所になされることでの支援のミスマッチも起きている。加えて、児童相談所全国共通ダイヤル（189 相談）が定着すれば、それを受けた児童相談所への負荷の増大が予想される。それらの問題点を解決するためには、少なくとも虐待通告に関しては、窓口の一元化を図る必要がある。この窓口は、第 1 次的な関与機関として最も適切な機関への接続機能を果たすものである。設置形態については、行政機関としてだけではなく、民間機関への委託も考えられる。また、既存の相談機関とは独立させ、振り分け機能のみをもた

せることも必要である。国は、海外での実践例なども参考にしながら、早急にモデル事業等を行い、その在り方を提示し、児童相談所や市区町村以外の一元化された窓口を担う職員の研修を構築し、その事業への支援を行うべきである。

なお、これとは別に、少なくとも子どもや家庭から直接持ち込まれたり、通告を契機として得られたりした情報に関する管理体制（入手、保管、活用、提供など）の整備も必要である。これは、有効な支援を図るためだけではなく、利用者の負担を避ける意味もある。この情報の範囲をどこまでとするか（障害、非行、教育などの分野、地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業など市区町村の各種事業を通じて得られた特に通告等の手続きを経ずに得られた情報を含むか否かなど）については、必要性と実現性の双方の観点から検討する必要がある。

4) 中核市・特別区の児童相談所の在り方

平成28年改正法附則において、国は施行後5年を目途に中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、必要な支援を行うことが求められている。中核市及び特別区が児童相談所を設置した場合、同じ自治体で市区町村としての役割も担うことになり、一元化された効率よい運用が期待できる。ただし、人口規模が必ずしも大きくないため、一部の代替養育サービス（緊急一時保護施設、児童自立支援施設、障害児入所施設など）は都道府県との連携により整備が求められる。都道府県は、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、計画を立てて実行すべきである。

国は、中核市、特別区における児童相談所設置に向けて、児童相談所設置準備に係る補助職員の配置など財政面における支援策、児童相談所設置のマニュアル作成など制度・運用面における支援策を講じているが、中核市や特別区における進捗状況や実情を踏まえつつ、更に、必要な支援策を講じていくべきである。

5) 市区町村の子ども家庭支援との協働の在り方と方向性

「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会」報告書を踏まえ、平成28年改正法では子ども家庭の支援の中心は市区町村に位置付けられた。児童相談所は市区町村との連携を充実して、子ども家庭支援の充実を図る必要がある。「市区町村の支援業務のあり方に関する検討ワーキンググループ」において、双方向のケースの送致の在り方及び児童相談所の指導措置（児童福祉法第27条第1項第2号）の市区町村への委託の在り方が検討され、児童相談所運営指針に盛り込まれた。子どもの権利保障にとってよりよい対応となるよう、その趣旨が各児童相談所に周知徹底され、適切に運用されるようなモニタリングが行われるべきである。

また、子ども家庭支援においては、子どもや保護者を支援する社会資源の開発とその育成が重要な課題であり、行政機関のみならず民間機関がそうした役割を果たせるよう、民間機関への事業の委託や財政支援等を含め具体策が検討される必要がある。

6) 代替養育からの永続的解決を見据えたソーシャルワーク

永続的な家族関係をベースにした家庭という育ちの場の保障、いわゆるパーマネンシー保障は家庭養

護の観点に加えてリーガルパーマネンシー（親子の法律的安定に基づいたパーマネンシー）保障も視野に入れると、まず①家庭復帰に向けた努力を最大限に行い、それが困難な場合、②親族・知人による養育（親族里親、親族・知人による養育里親、里親制度に基づかない親族・知人による養育、親族・知人による養子縁組）が検討され、それが困難な場合、非親族等による③特別養子縁組、④普通養子縁組を検討し、これらが子どもにとって適当でないと判断された場合、⑤長期里親・ファミリーホーム、⑥施設養護が検討されることになる。

永続的解決を保障するためには、子どもの時間感覚を尊重した時限的なアプローチが必要である。欧米・オセアニア先進諸国においては裁判所の介入のもと、家庭復帰に向けた適切な努力が期間を設定してなされる。代替養育においては常に子どもの永続的解決を意識し、当面の期限が設定され、家庭復帰支援計画（家庭支援計画、子どもへの支援計画、親子再接触支援計画等）が明確に提示され、少なくとも3～4か月に一回はモニタリングと支援計画の見直しがなされ、家庭復帰の実現性が判断され、困難と判断された場合は、親族による養育や非親族による養子縁組への移行支援が行われることが必要である。このようなソーシャルワークを担うのは児童相談所の児童福祉司であり、現在、人口や虐待相談数に応じた配置になっているが、代替養育となっている子どもへ永続的解決を行うソーシャルワークを行うためには代替養育を受けている子どもの人数に応じた配置を行う必要がある。また、里親や養子縁組を担当する児童福祉司と実親を支援する児童福祉司は別の福祉司が担当できる余裕があることが望ましい。

加えて、永続的解決の具体化策として、家庭復帰を見据えた親子関係再構築支援のための資源の創造が必要であり、市区町村における養育支援体制を充実させて、そこと連携する必要がある。一方、脆弱な生活基盤において家庭状況の改善が困難な場合、成長・発達する子どもの立場を考慮し、子どもへの直接的な支援サービスを提供することで、家庭での養育が可能となる場合もある。子どもの育ちを直接的に担うサービスの創造とその具体化がきわめて重要である。

社会的養護における在宅支援と代替養育の連續性を考慮した場合、代替養育の場で生活しながらも、週末は実家庭で生活したり、普段は家庭で生活しながらも、定期的に代替養育の場で生活して親子関係再構築の一助としたり、里親家庭で生活しながらも、必要に応じて宿泊を伴った施設の活用を行うなど、柔軟な制度的運用を含め、多様な子どもの養育支援モデルの構築が重要である。子どもの治療的機能を担う施設の活用も考慮し、国は複数の措置なども認めつつ、できるだけ家庭生活を可能にすることが必要である。

その際、支援計画の作成過程に保護者や子どもといった家族、親族、隣人・知人の参画を促すことは、当事者がより主体的に支援計画を遂行する責任感を促すこと、保護者や子どもが今後を見通せること、当事者の持つ強み(strength)の発見などを促す可能性があり、加えて、親族による養育の可能性を見極めることで、親族による養育のために必要な社会資源について検討することも可能となる。

乳児院では入所後から長くとも数か月以内、児童養護施設においては入所後から長くとも3年以内を目安に家庭復帰及び里親委託、養子縁組に向け最大限の努力を行う必要がある。養子縁組については、管外の児童相談所（都道府県外を含む）や民間養子縁組機関との連携を入れ徹底した養親の確保に努めることも必要である。

障害児や医療的ケア児に関する家庭養育が保障される必要がある。障害児入所施設や病院付設の乳児院の利用実態を把握し、障害児や医療的ケア児の里親委託に向けた体制づくりを行う必要がある。

児童福祉法第11条第1項第2号～(3)では里親と乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設入所児童と里親相互の交流の場を提供することが規定されているが、障害児入所施設もこうした規定に加え、社会的養護の役割を担っているという認識を深める必要もある。

7) 人材育成、専門性の向上、資格化の可能性

平成28年改正法において、スーパーバイザー研修、社会福祉主事の児童福祉司任用前研修、及び児童福祉司の任用後研修が義務付けられた。「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」において、到達目標とカリキュラムが定められ、本年度から研修が開始されている。それらの研修の効果をモニタリングし、研修の在り方を改善していくことが必要である。

児童相談所を、子どもの権利保障の拠点にするには、高い専門性を備えた人材の量的・質的確保が必須である。質の高い人材を確保するには、職員採用体制（専門職採用等採用要件）、職員配属基準（少なくとも任用要件による専門性の確保）、配属後の継続的質の向上策（採用後の継続的研修）、就労継続意欲をかき立てる専門職としての生涯職業像（キャリアデザイン、キャリアラダー）の明確化、などが必要となる。都道府県はそれらを満たすため、少なくとも一部の職員は専門職採用を行う等、専門性の確保に関する計画を立てて実現すべきである。児童相談所の任用資格である児童福祉司及び児童心理司に関する独立した資格については、関係学会や専門職団体と協議しつつ様々な方法について検討する必要がある。当面、任用要件に基づいて、児童福祉司としての質を高めていくことは欠かせない。医師、保健師、保育士、児童指導員等の児童相談所に配置される他の専門職については、児童相談所業務の固有性、特性などの理解のため、配属後の速やかな研修が重要である。

8) 児童福祉審議会における子どもの権利擁護の審査

保護をためらったために死亡した事例、保護をしてもらえなかつたことを訴えた子ども、保護してもらえなかつたために自殺した事例、などが報告されており、そのような事例をなくすためにも、児童福祉審議会が子ども本人もしくは関係機関からの申請を受けて、児童相談所の決定に関して検討する機能を持つ必要がある。そのために、平成28年改正法では児童相談所の利害関係者が委員にならないという規定が設けられた。早期に、全ての児童福祉審議会が一つの独立した部会としてその機能が持てるように施策を推し進める必要がある。

9) 子どもも含めた意思決定

平成28年改正法において、子どもの権利保障が明記され、参加する権利保障も重要となった。児童相談所運営指針においても、子ども及び家庭に対する援助指針（援助方針）の策定において、「児童相談所の方針を子ども及びその保護者並びに、必要に応じて祖父母等の親族に伝え、その意向を聴取するとともに、その策定過程においても、可能な限り子ども及びその保護者等（祖父母等の親族を含む）と協議を行うなど、これらの者の参加を得ることが望ましい」とされているが、子どもの参加は権利保障とし

て不可欠なことである。子どもによってはアドボケイトが必要なこともあります、児童相談所において利用できるよう、制度の構築が必要である。

10) 記録の保存

児童相談所に係った子どもが自分の過去を知りたいときに知ることは子どもの権利である。従って、少なくとも代替養育（一時保護を含む）が行われた子どもに関しては、永年保存を行うべきである。

IV. 新しい社会的養育ビジョンの実現に向けた工程

1. 代替養育

1) 代替養育全体

- ・児童福祉法第3条の2の解釈を周知【国】(平成29年度)
- ・代替養育中の、児童相談所が作成する永続的解決に向けたソーシャルワーク上のプラン、里親や施設が中心となって作成する養育プランに関して、児童相談所運営指針に明示し、里親及び施設に周知する【国】(平成29年度)
- ・代替養育における子どものケアニーズの内容や程度による加算制度の導入（年齢、子どもの行動上の問題及び心理的問題、医療的ケアの必要性、障害支援区分など）【国】(平成29年度から準備、試行を重ね、必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現)

2) 里親制度

- ・里親制度においても、ケアニーズの内容や程度による加算制度を導入し、その程度によってフォースターリング機関への公費負担、ファミリーホームへの委託費、里親への手当を決定する仕組みを導入する【国】(平成29年度から先行事例の共有、必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現)
- ・ケアニーズの内容や程度による加算制度の導入に際しては、現在の専門里親制度を見直すとともに、ショートステイ里親・一時保護里親・親子里親などの類型を創設する。類型毎の研修制度の整備、里親の名称を変更する【国】(平成33年度に実施)。
- ・ファミリーホームの養育者を里親に限定する。なお、現在、里親以外で養育者となっている者には里親登録を義務付けるなど経過措置を設ける【国】(平成29年度に周知、平成30年度に実施)
- ・里親支援事業の充実強化策として、委託児童数・委託里親数に応じた里親相談支援員の配置、里親委託中の子どもの実親との面会交流支援を里親支援事業に追加【国】(平成31年度)
- ・児童相談所等が実施するフォースターリング業務の質的向上策として、リクルート手法、里親研修、委託後里親支援などを強化・開発するための研究事業や児童相談所やフォースターリング機関職員などを対象とした業務に関わる研修制度の充実【国】(平成32年度)
- ・フォースターリング機関事業実施のためのプロジェクトチームを発足させ、フォースターリング機関事業運営ガイドラインを作成。ガイドラインを元に各事業者や都道府県・児童相談所設置自治体への説明会を

行った上で、補助金事業として実施【国】（平成 29 年度からプロジェクトチームを発足、準備期間を経て平成 32 年度までに実施）

- ・実施状況を把握した上で、事業の継続性・安定性を考慮して法定化、公費負担制度の導入【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）
- ・都道府県等は、家庭養育推進計画（フォースターリング機関事業を平成 32 年度末までに創設して、家庭養育を推進する計画※）を作成【都道府県】（平成 30 年度）。
※3 歳未満は概ね 5 年以内に、それ以外の就学前の子どもは概ね 7 年以内に、原則家庭養育（里親委託率 75%）を達成し、学童期以降は概ね 10 年以内を目処に里親委託率 50%を達成する計画

3) 乳幼児（就学前）の代替養育と乳児院の改革

- ・乳幼児のケアニーズの内容や程度に応じた加算を導入し、特別なニーズがある子ども以外は、原則として里親委託とする【国】（平成 29 年度から準備、試行を重ね、必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）
- ・一定の内容や程度に応じて特別なニーズがある子どもを施設等でケアする場合は、子ども 1 人にケアワーカー 2 名を配置するなど十分な職員の配置基準とする。さらに、その生活の場は小規模で地域分散化されたものであり、施設入所が必要な場合であっても、その養育期間はなるべく短いものとする【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）
- ・本報告書に基づき乳児院の固有の機能や新たな事業を明確にし、乳幼児及び家庭を支援するセンターとしての機能の詳細を提示すると共に、乳児院の名称を変更（法律改正までは通称とする）する。【国】（平成 33 年度）
- ・都道府県等は、乳幼児の受け皿となる家庭養育の推進と乳児院の機能転換を図る乳幼児家庭養育移行計画（平成 30 年度から入所時の里親優先を推進し、概ね 5 年以内には特別なニーズのある子ども以外が里親委託となること（里親委託率 75%以上）を実現）を作成【都道府県】（平成 30 年度に計画立案）。
- ・乳児院の多機能化・機能転換を進めるため、現場関係者を含めたプロジェクトチームを発足させ、フォースターリング機関事業実施のためのプロジェクトチームとも連携することで実行ある取組を実施【国】（平成 29 年度からプロジェクトチームを発足。あわせて学童期以降の在り方について検討を進める。）

4) 学童期以上の代替養育と児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設、障害児入所施設、自立援助ホームの改革

- ・子どものケアニーズの内容や程度（年齢、子どもの行動上の問題及び心理的問題、医療的ケアの必要性、障害支援区分など）に応じた措置費の加算制度の導入（再掲）【国】（平成 29 年度から準備、試行を重ね、必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）
- ・ケアニーズの内容や程度による加算制度の導入に際し、従来の施設類型の在り方について見直す。施設はある程度以上のケアニーズの子どもを対象とし、小規模化（最大 6 人）・地域分散化を原則とし、少なくとも子どもが施設に存在する時間帯は常時複数のケアワーカーが配置される程度の措置費と

することを基礎とする。ただし、ケアニーズの内容や程度において高度専門的なケアが必要な場合は、生活単位を地域に分散させず、同じ敷地内に複数の生活単位が存在する小規模施設（それぞれの生活単位で生活が完結する形態が集合したもの）で対応する（心理士及び医師の配置など）ことができる仕組みとする。その場合、生活単位は小規模（最大4人）でありできるだけ短期間の入所を原則とする。児童自立支援施設でも、ケアの個別化が保障できる小規模な生活単位とする。【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）

- ・施設の多機能化・機能転換（入所ケアの高度化、家庭復帰児童養育支援機能、一時保護・ショートステイ機能、フォースタリング機関事業、児童家庭支援センターなど）を促進する在り方の提示【国】（平成29年度）
- ・都道府県等は、学齢以上の子どもの代替養育を必要とする子どもの総数、ケアニーズ毎の人数などを把握すると共に、家庭養育や施設養育を必要とする子どもの人数、施設の適切な配置数について平成41年度までの計画※を作成。同時に、施設を多機能化・機能転換して当該都道府県全体として機能するように計画する。【都道府県】（平成30年度に計画立案）。

※概ね10年以内を目処に里親委託率50%を実現する計画

5) 一時保護改革

- ・本報告書に基づいた一時保護所の在り方ガイドラインを作成するとともに、職員配置基準を児童養護施設と同等以上とすることを明記。【国】（平成29年度）
- ・一時保護職員の研修枠拡大【国】（平成30年度）
- ・一時保護スーパーバイザーの創設と研修【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）
- ・子どもにとっての生活必需品が個人所有として初日から配布できるような財政的手当【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）
- ・アセスメント一時保護施設を開放的な空間として確保するため、施設の一時保護定員枠の設定【国】（平成30年度）
- ・一時保護実施特別加算費の要件を見直す等により、地域に分散した小規模な一時保護専用施設の設置を促進【国】（平成31年度）
- ・一時保護委託を受けた施設もしくは里親に対する通学送迎加算の創設【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）
- ・閉鎖空間での緊急一時保護、開放空間でのアセスメント一時保護を整え、閉鎖的空間における緊急一時保護期間の設定及び延長時の手続保障制度の創設【国】（平成32年度より実施）
- ・それぞれの職員配置基準の適正化、スーパーバイザーの配置の推進【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）
- ・都道府県等において、上記ガイドラインに基づき、既存の一時保護所の見直し、一時保専用施設・一時保護委託里親の必要数、一時保護に関わる職員の育成など都道府県一時保護適正化計画（平成31年からの5年計画）を策定。【都道府県】（平成30年）。5年後には、緊急一時保護とアセスメント一時保護の平均入所期間及び原籍校に通学できる学齢以上の子どもの統計を取り可視化する。

- ・一時保護の第三者評価の準備と実施【国】（平成 29 年度第三者評価基準・項目・評価方法の策定、平成 30 年度専門チームによる試行、平成 32 年度以降、全一時保護施設で実施）
- ・並行して、一時保護所における子どもの権利擁護状況の研究事業（一時保護解除時の無記名アンケート調査など）【国】（平成 30～32 年度）

6) 永続的解決（パーマネンシー保障）

- ・永続的解決に向けたソーシャルワークの在り方を児童相談所運営指針に明示。都道府県別の家庭復帰率と養子縁組の状況、代替養育期間を公表【国】（平成 29 年度）
- ・児童相談所において、パーマネンシー保障のための家庭復帰計画、それが困難な時の養子縁組推進を図るソーシャルワークを行える十分な人材の確保を概ね 5 年以内に実現する。【都道府県】
- ・特別養子縁組制度の改革（年齢要件の見直し、申し立て手続きなど）【国】（平成 29 年度）
- ・養子縁組成立前後の養親・養子・実親支援に関するガイドラインを策定【国】（平成 30 年度）
- ・養親希望者の増加を図り、養親希望者への研修や縁組前後の支援の構築を含めた、社会的養護からの養子縁組推進計画※を策定【都道府県】（平成 30 年度に計画立案）

※概ね 5 年以内に現在の養子縁組数の倍増を図る計画
- ・養子縁組の必要数を毎年推計するとともに、概ね 5 年以内に養子縁組数 1000 人を達成するよう施策を進める【国】
- ・養親・養子に関する情報の一元化、養親候補者や子どもの情報を広域的にマッチングできるシステムの構築、児童相談所及び民間養子縁組あっせん機関で共通した養子縁組前委託費の創設など養親候補者の経済的負担の軽減、児童相談所及び民間養子縁組あっせん機関間連携の構築【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）
- ・子どもの出自を知る権利を保障できる記録の永年保存を確実に行う制度を構築【国】（平成 30 年度）

7) 親子での入所機能

- ・乳児院の親子訓練室を活用した親訓練加算の創設【国】（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）
- ・産前産後母子ホームの創設【国】（モデル事業として平成 30 年度から実施し、その結果を踏まえ、制度を構築）
- ・親子里親の創設【国】（平成 32 年度）
- ・母子生活支援施設に関し、地域に開かれた施設と DV 対応の閉鎖した施設の区分を明確にして混在しない在り方を提示【国】（平成 31 年度）

2. 児童相談所改革

1) 中核市・特別区の児童相談所設置

- ・各都道府県にある中核市・特別区が児童相談所を設置できるような支援方法を計画し、平成 33 年度までに中核市・特別区が児童相談所を設置できるようにする【都道府県】（平成 30 年度に詳細計画を

作成する)

- ・そのために必要な制度的な支援を国が行う【国】(平成 29 年度~)

2) 通告窓口の一元化

- ・通告窓口を一元化する場合には通告を受ける機能を児童相談所、市区町村以外にも、都道府県庁が行えるように制度を改正する【国】(平成 33 年度)
- ・一元化された窓口として必要な情報（これまでの通告に関する情報など）及び窓口の対応の在り方を提示する【国】(平成 33 年度)
- ・一元化された窓口が設置される場合の職員研修の構築及び財政的支援を行えるように提示する【国】(平成 33 年度)
- ・上記の状況を踏まえた各都道府県の一元化された通告窓口計画【都道府県】(平成 33 年度)

3) 児童相談所の機能分化

- ・調査・保護・アセスメント機能と支援マネージメント機能の機能分化の在り方を検討し、検討結果を踏まえた人員配置を含む体制の在り方を提示【国】(平成 30 年度)
- ・上記を踏まえ、児童相談所の機能向上に関する改革を調査・保護・アセスメント機能と支援マネージメント機能への機能分化も含めて実施する計画を作成【都道府県】(平成 31 年度)

4) 在宅措置・通所措置

- ・在宅措置・通所措置に関する活用の徹底【国】(平成 29 年度)
- ・在宅措置・通所措置の事例集の作成【国】(平成 30 年度)
- ・在宅指導措置件数を委託先ごとに集計して公表【都道府県】(平成 30 年度より)
- ・通所措置制度を創設し、在宅措置・通所措置に係る公費制度を創設【国】(必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現)

5) リーガルソーシャルワークの充実

- ・平成 29 年改正法による司法関与の利用に関して、児童相談所運営指針に書き込むとともに、ガイドラインを Q&A も含めて提示【国】(平成 29 年度)
- ・平成 29 年改正法に関わる、一時保護審査、保護者指導への司法関与について、その件数と成果・問題点を全国レベルで調査する【国】(平成 31 年度)。上記調査結果や児童相談所の体制の整備の状況等を踏まえ検討し、必要な措置を講ずる【国】(平成 33 年度)。
- ・児童相談所に配置される弁護士を対象とした研修制度の検討・確立【国】(平成 31 年度)
- ・全ての児童相談所への弁護士配置を 5 か年計画【都道府県】(平成 33 年度)
- ・児童相談所への弁護士配置状況を公開【国】(平成 29 年度より)

6) 人材育成

- ・今年度より行われている児童福祉司スーパーバイザー研修及び社会福祉主事等の任用前研修及び児童福祉司研修の実施状況の集計及びその効果判定を行う【国】(平成 29 年度より)
- ・オンザジョブトレーニングの在り方を検討し、効果判定を行う【都道府県】(平成 30 年度より)

3. 市区町村の子ども家庭支援体制の構築

- ・本報告書に基づき、各市区町村が都道府県とともに、妊娠期から自立まで、及びポピュレーションアプローチから在宅措置・通所措置委託といったハイリスクアプローチまで、子ども家庭支援の全体構想を構築し、都道府県がそれを集約する【都道府県】(平成 31 年度) なお、その構想を策定するにあたって、保健と福祉の協働及び教育との連携、保健師の役割が適切に組み込まれているものとする。
- ・市区町村は、上記構想を平成 36 年度までに実現することとし、都道府県はそれをモニタリングし、支援を行う【都道府県】(平成 36 年度まで)
- ・市区町村の財政基盤の強化のための支援を行う【国】(必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現)
- ・市区町村子ども家庭総合支援拠点の全国展開を支援するチームの創設【国】(平成 30 年度(5 年程度継続))
- ・市区町村間の情報共有システムのサポート【国】(平成 32 年度)
- ・在宅支援サービス強化の一環として、子どもへの直接的支援事業(派遣型)の創設【国】(平成 31 年度)
- ・ショートステイの利用促進のため、ショートステイ定員枠を子ども人口比で設定【国】(必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現)
- ・自宅からショートステイ先への送迎及び通学送迎加算を設定【国】(必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現)
- ・児童家庭支援センターの経費に関して、現行の事務費及び相談支援件数に応じた補助に支援内容を加味した経費が支払われる仕組みを検討し、児童家庭支援センターを児童福祉施設及び他の法人が設置することを誘導する【国】(平成 30 年度以降)
- ・児童相談所管内に人口規模に応じて 1 か所以上の児童家庭支援センターを設置する計画を策定【都道府県】(平成 30 年度までに計画を策定し、平成 41 年度までに設置)
- ・都道府県が行っている要対協専門職研修の効果をモニタリングして、研修の向上を図る【国】(平成 30 年度より)
- ・研修対象を市区町村子ども家庭総合支援拠点の職員に広げる【都道府県】(平成 30 年度より)
- ・保育所等における保育の質の向上及び子ども家庭支援機能として、保育士の職員配置の改善を目指すとともに、調査・研究等も行いながら、研修の充実等を通じて保護者支援・子育て支援に対する専門性の向上に取り組む。また、子どもの発達の問題や養育機能の問題に悩む家庭が増加していることから、保護者支援、子育て支援の向上に向けて、保育所等におけるソーシャルワークの機能について、今後の調査研究等を踏まえ検討する【国】(平成 29 年度以降も継続的に実施)
- ・経済的に困窮している妊婦への妊娠検査にかかる費用などの支援体制【国】(必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現)

- ・24時間365日の妊娠相談【国】(必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現)

4. 自立支援

- ・「社会的養護自立支援事業」の広報の強化、実施の促進【国】(平成29年度)
- ・ケア・リーバー(社会的養護経験者)の実態の把握【国】(平成30年度)
- ・自立支援に関する検討組織の設置【国】(平成29年度~)

以下の項目について検討

- ・「自治体で行う自立支援に関するガイドライン」の策定【国】(平成30年度)
- ・ケア・リーバーの地域移動等に対応しうる自治体・関係機関連携の枠組みの検討【国】(平成30年度)
- ・自立支援計画の策定・実施過程への当事者参画に関するモデル事業(自治体)の実施【国・都道府県】(平成32年度)
- ・施設における退所者支援、アフター・ケア事業の評価と強化の在り方の検討【国】(平成30年度)
- ・地域生活支援の強化方策(①ケア・リーバーと支援者の日常的なつながりの維持・強化方策、②地域生活開始時の集中的支援の在り方と必要初期費用、③妊娠・出産時の集中的支援と費用負担の在り方、④離職、疾病入院等、困窮リスクの発生時の介入方法・生活費用支給の在り方、⑤法的支援の保障と弁護士費用等の公費負担の在り方等)の検討【国】(平成32年度)

上記国レベルでの検討を踏まえ、

- ・自治体レベルでの自立支援に関する検討組織の設置と「当事者」の参画【都道府県】(平成33年度)
- ・ケア・リーバーの実態把握の自治体の責務化と毎年の公表の実施【都道府県】(平成33年度)
- ・高等学校卒業後の進学機会の保障【国】(平成31年度)
- ・地域生活支援の強化方策の実施【国】(平成31年度)
- ・「社会的養護自立支援事業」の評価と今後の在り方の検討【国】(平成32年度)
- ・「在宅措置」をうけた子どもの自立支援の在り方の検討【国】(平成32年度)
- ・社会的養護下にあった子ども・若者全体を対象とした自立支援制度の構築と法整備【国】(平成33年度)

5. 子ども福祉の評価機構の構築

- ・海外の評価機構等の状況を調査し、日本における子ども福祉の評価機構の在り方を提示【国】(平成31年度まで)
- ・上記一時保護に関する第三者評価チームを核に上記の提示に基づき、児童相談所、一時保護を行う施設・里親、代替養育を行う施設・里親に関する子ども福祉の評価機構を構築する【国】(平成34年度)

6. 子どもの権利擁護

- ・各行政分野において子どもの権利擁護者及び機関の必要性を広報する【国】(平成30年度)
- ・現行、アドボケイトとしての機能を持つ児童相談所が家庭裁判所に申し立てる未成年後見制度を活用

- するため、その実施状況を把握するとともに、未成年後見人支援事業を推進する【国】(平成 30 年度)
- ・児童相談所の決定に関して、児童福祉審議会が子ども本人、その代理人もしくはアドボケイト、要対協から申請を受けて子どもの権利が擁護されているかの審査に関し、モデル事業（平成 30 年度）を行い、その仕組みを提示する（平成 31 年度）【国】
 - ・社会的養護を受けている子どもへの訪問アドボケイト事業に関し、モデル事業（平成 31 年度）を行い、それに基づき制度を構築する。（必要な財源を確保し、できるだけ早期に実現）【国】
 - ・上記の提示を受けて各都道府県で子どもと関係機関に周知して開始する【都道府県】（平成 32 年度）

7. 統計改革、検証、データベース構築及び調査研究

- ・児童相談所及び市区町村で使われている業務統計を見直し、現状に合っている形で定義を明確にした統計に変更するため、変更案とその定義を提示し（平成 29 年度）、一部の地域で新統計をモデル的に試行し（平成 30 年度から）、全国での統計を変更する（平成 35 年度）【国】
- ・特に、虐待統計に関しては、海外との比較も行えるよう、児童相談所と市区町村への通告件数等、統計項目を検討して定義を明確にし（平成 29 年度）、一部の地域でモデル的に試行し（平成 30 年度から）、新たな統計を開始する（平成 35 年度）【国】
- ・一時保護及び代替養育や在宅措置を行った子どものフォローができ、プライバシーが守れるようなデータベースの構築を検討（平成 29 年度）し、そのデータを集めて検討できる研究が行える機関に集約できるシステムを構築（平成 33 年度を目指す）【国】
- ・児童相談所、市区町村の子ども家庭福祉、一元化された通告窓口などが通告情報を共有できるデータベースを構築して、都道府県に提示【国】（平成 34 年度）
- ・上記データベースを用いた都道府県の対応を開始する【都道府県】（平成 35 年度）
- ・Child Death Review (CDR) に関して、厚生労働科学研究（平成 28～30 年度）と併行して、実現のために省庁横断的に検討を進め、法的整備も含めた制度の在り方について検討を行い（平成 31～32 年度）、それに基づき実現を図る【国】
- ・子ども虐待、非行及び社会的養育に関する調査研究の基盤を強化する【国】（平成 32 年度）